

給与支払報告書の提出時における仕切り紙の使用について

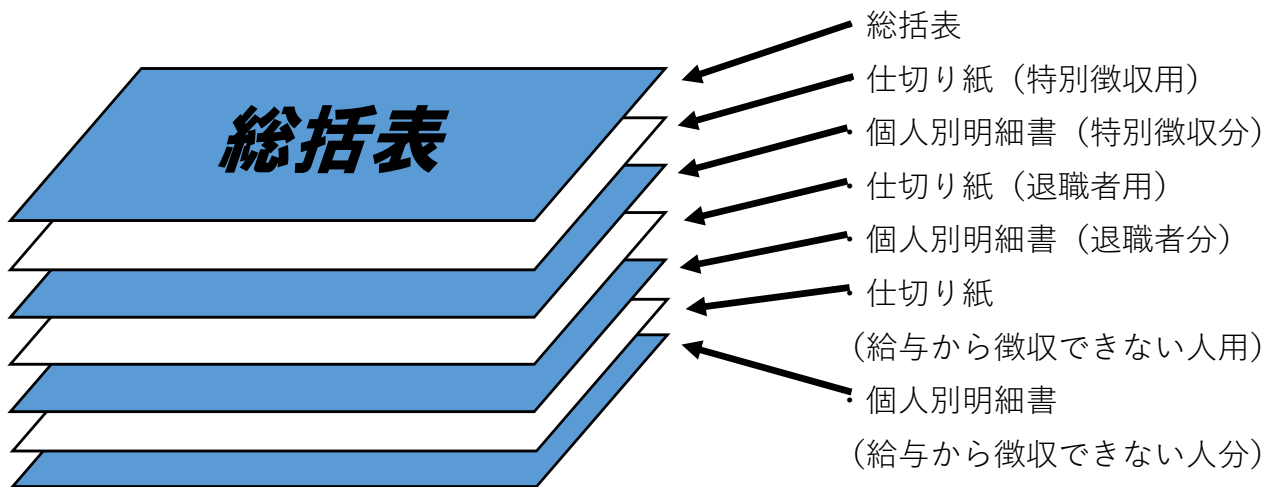
市・県民税の 特別徴収 普通徴収 とは？

事業所等に勤務されている方の市・県民税は、事業主の皆さまに徴収していただくうえで、課税した市に納入していただく必要があります。この納税方法のことを「特別徴収」といい、事業主の皆さまにおかれましては法令上の義務となっています。

一方、特別徴収によらず、従業員の方が個別に納税する方法のことを「普通徴収」といい、例外的な取り扱いとなります。

仕切り紙の留意点

1. この「仕切り紙（退職者用）」及び「仕切り紙（市・県民税を給与から徴収できない人用）」は、岐阜県内の市町村へ給与支払報告書を提出するときに普通徴収への切り替えが必要な場合に使用するものです。
2. 給与支払報告書（総括表）の普通徴収対象者（退職者）欄の人数と「仕切り紙（退職者用）」の人数、及び給与支払報告書（総括表）の普通徴収対象者（退職者を除く）欄の人数と「仕切り紙（市・県民税を給与から徴収できない人用）」の人数がそれぞれ一致することを必ず確認してください。
3. 綴る順番は、上から順に①給与支払報告書（総括表）②仕切り紙（特別徴収用）③給与支払報告書（個人別明細書：特別徴収分）④仕切り紙（退職者用）⑤給与支払報告書（個人別明細書：退職者分）⑥仕切り紙（市・県民税を給与から徴収できない人用）⑦給与支払報告書（個人明細書：市・県民税を給与から徴収できない人分）としてください。



e L T A X 利用のご案内

1. e L T A X を利用すれば、チェック機能により入力誤りや計算誤りが防止でき、郵送料も不要で一回のデータ送信で複数の市町村に給与支払報告書を提出することができます。また、地方税共通納税システムにより複数市町村に対して一括電子納税ことができ、大変便利です。
2. e L T A X で給与支払報告書を提出される場合は、仕切り紙に代わる記載方法がありますので、詳細は「仕切り紙（市・県民税を給与から徴収できない人用）」の下欄をご覧ください。

⑥

仕切り紙 特別徴収用

人分

この仕切り紙の下には、特別徴収者用（「退職者」及び「市・県民税を給与から徴収できない人」用（仕切り紙）対象者を除いた者）の給与支払報告書（個人別明細書）を綴ってください。

⑥

仕切り紙 退職者用

人分

記載方法

12月31日までに退職したため、市・県民税を給与から徴収できない従業員の方の人数を記入してください。

この仕切り紙の下には、既に退職し、市・県民税を給与から徴収できない方の給与支払報告書(個人別明細書)を綴ってください。

6

仕切り紙

市・県民税を給与から徴収できない人用

理由

- a 【 人 】 乙欄適用である
- b 【 人 】 給与が支給されない月がある
- c 【 人 】 事業専従者のみ
(全従業員が事業専従者※のみの場合に限る)

※ 事業専従者とは、青色申告・白色申告を行う個人事業主と生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、年間6ヶ月以上その事業に従事している「家族従業員」をいいます。

- d 【 人 】 退職予定者(5月までに退職予定の者)

合計 【 人 】

記載方法

- 従業員の方について、市・県民税を給与から徴収できない理由に該当する項目（a～d）の【 人】に人数を記入してください。
- 市・県民税を給与から徴収できない理由に該当しない場合は、パートやアルバイト、期限付雇用の従業員等も原則特別徴収をしていただかなければなりません。

eLTAXを利用して給与支払報告書を提出される方

- 市・県民税を給与から徴収できない理由 a～d のいずれに該当するかを摘要欄に「a（又はb、c、d）」と入力するとともに、「普通徴収」欄にチェックを入力してください。
- 理由の記載がない場合、又は a～d 以外の理由の場合は、原則として特別徴収として取り扱います。

■給与支払報告書(個人別明細書)摘要欄への理由記載例(eLTAX)

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
千 円	千 円	千 円	千 円
(摘要)			
b 給与支給されない月あり			

普通徴収	青色専従者	条約免除
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

この仕切り紙の下には、市・県民税を給与から徴収できない方(理由が a～d)の給与支払報告書(個人別明細書)を綴ってください。